

(介護予防) 通所リハビリテーション 契約書

医療法人財団利定会

大久野病院

(介護予防) 通所リハビリテーション契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と大久野病院（介護予防）通所リハビリテーション事業所（以下「事業者」といいます）は、(介護予防) 通所リハビリテーションサービスのご利用について次のとおり契約いたします。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し介護保険法等関係法令のもとに、利用者が居宅において要介護状態の軽減もしくは悪化の予防又は、要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行う（介護予防）通所リハビリテーションを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者からの事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（(介護予防) 通所リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防) 通所リハビリテーション計画」を作成します。事業者は、この「(介護予防) 通所リハビリテーション計画」の内容を利用者および家族に説明します。

第4条（(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの内容）

- 1 利用者が提供を受ける（介護予防）通所リハビリテーションの内容は「(介護予防) 通所リハビリテーション計画書」に定めたとおりです。事業者は「(介護予防) 通所リハビリテーション計画書」に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、大久野病院において、(介護予防) 通所リハビリテーション計画に沿って「(介護予防) 通所リハビリテーション計画書」に定めた内容の（介護予防）通所リハビリテーションを提供します。また、必要に応じ、施設外でのリハビリテーションを行います。
- 3 第2項のサービス従事者は、医師、看護師、介護士、リハビリテーション療法士です。

4 サービス内容、利用回数等は利用者と事業者の合意により変更できます。

事業者は利用者から（介護予防）通所リハビリテーション内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第5条（（介護予防）通所リハビリテーションサービスの利用料）

- 1 利用者は介護保険法関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
ただし国が介護保険の報酬を改定した場合、および利用者の介護保険での自己負担割合が変更された場合はこの限りではありません。
- 4 事業者は介護保険法関連法の適用を受けない（介護予防）通所リハビリテーションサービスがある場合は、予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解除することができます。

第6条（利用料の滞納） ※重要事項にて第6条で記載あり

- 1 利用者が正当な理由なく利用料を2ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内に期限を定めて催促し、なお支払いがない場合には契約を破棄します。
- 2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市区町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

第7条（契約の終了） ※重要事項にて第7条で記載あり

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 3 事業者は、利用者またはその家族が事業者または従事者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 事業者は、利用者が次の事由に該当する場合は、事業者が文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず1ヶ月以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態が明らかになった場合。

- ③ 利用者や家族が、事業者に対し、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となった場合。
- 5 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第8条（サービス内容等の記録作成・保管）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容等の必要事項を所定の書面に記載し記録します。
- 2 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成し、完結日から2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者に対し、営業時間内において、第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・複写を求めることができます。

第9条（秘密保持）

- 1 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第10条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第11条（連携）

- 1 事業者は（介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたり、主治医および介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

第12条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第13条（契約外条項）

- 1 利用者及び事業者は信頼関係をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関連法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

第14条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所
地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します

上記契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ
保有するものとします。

契約年月日

年 月 日

契約者氏名

事業者名 医療法人財団 利定会
大久野病院（介護予防）通所リハビリテーション

住 所 東京都西多摩郡日の出町大久野6416番地

代表者名 理事長 進藤 晃 印

利用者

住 所

氏 名 印

代理人

住 所

氏 名 印